

平成20年6月10日

井上 様

綾部市建設部長 渡辺 明夫



綾部市並松町上番取地内の水路に係る協議について

別紙位置図（1）の水路及び水路に架かるアパートの進入路について、井上氏と協議しました内容を文書でまとめましたので報告をさせていただきます。

経過

別紙位置図（1）の進入路の拡幅について、井上氏から綾部市及び京都府に電話でのお問い合わせがあったことから、進入路の下にある水路に係る管理区域の確認のため、平成20年5月22日（木）に京都府・綾部市とで協議を行った結果、別紙位置図（2）のとおりとなりました。協議結果を基に、進入路の拡幅及び占用について、井上氏のアパートを訪問し協議をさせていただきました。

※井上氏から綾部市に電話でのお問い合わせがあった際に、京都府の管轄であると判断し、中丹東土木事務所にもお問い合わせをさせていただきましたが、結果たらい回しとなりお叱りを受けました。今後は、現場確認を真っ先に行い、少しでも市民の皆様のニーズに対応できるよう努力いたしますので、ご容赦いただきますようお願いいたします。

（訪問日）平成20年5月23日（金） 午前10時～11時30分

（訪問者）

- ・京都府中丹東土木事務所管理室 武田主査
- ・綾部市建設部監理課管財担当 松下

協議の内容

- 別紙位置図（2）のとおり、京都府・綾部市の管理区域を決定。

※当初、府道の管理区域は天端から70cm～80cmまでで、進入路の下にある水路は、綾部市管理の法定外公共物の可能性があることを井上氏にお伝えしていましたが、それは間違いで、水路を含め府道敷地と決定しました。強いて言うなら、進入路の下にある水路は府道の側溝という位置付けとなります。

- 府道に係る占用行為については、現在、野谷氏より占用の申請が出ており、単価500円/m²で占用料を徴収。しかし、占用区域は府道の天端から70cm～80cmまでしか及んでおらず、今回決定した管理区域で考えると、進入路及び野谷酒店の建物の一部は完全に占用となる。

- 進入路及び野谷酒店の建物の一部については、現在、府道の不法占用に該当することから、野谷氏から提出されている府道の占用申請の内容が変更となり、占用料も上乘せとなる。京都府としては、過去からの経過もあり、今回の整理で不法占用になるからと言っていきなり占用料を取る訳にもいかず、今後、道路拡幅や側溝改良の検討を行うなど、別観点から「不法」占用状態を解消できる手段を探りたい。

※話の焦点となっているアパートの進入路の拡幅につきましては、アパートの管理者である大東建託に、役所の判断で拡幅は出来ないとされたそうですが、京都府、綾部市とも相談を受けた事はありません。なお、京都府に府道占用の許可申請をしていただければ、(総幅員など一定の制限はありますが) 問題なく可能ですのでご了承ください。

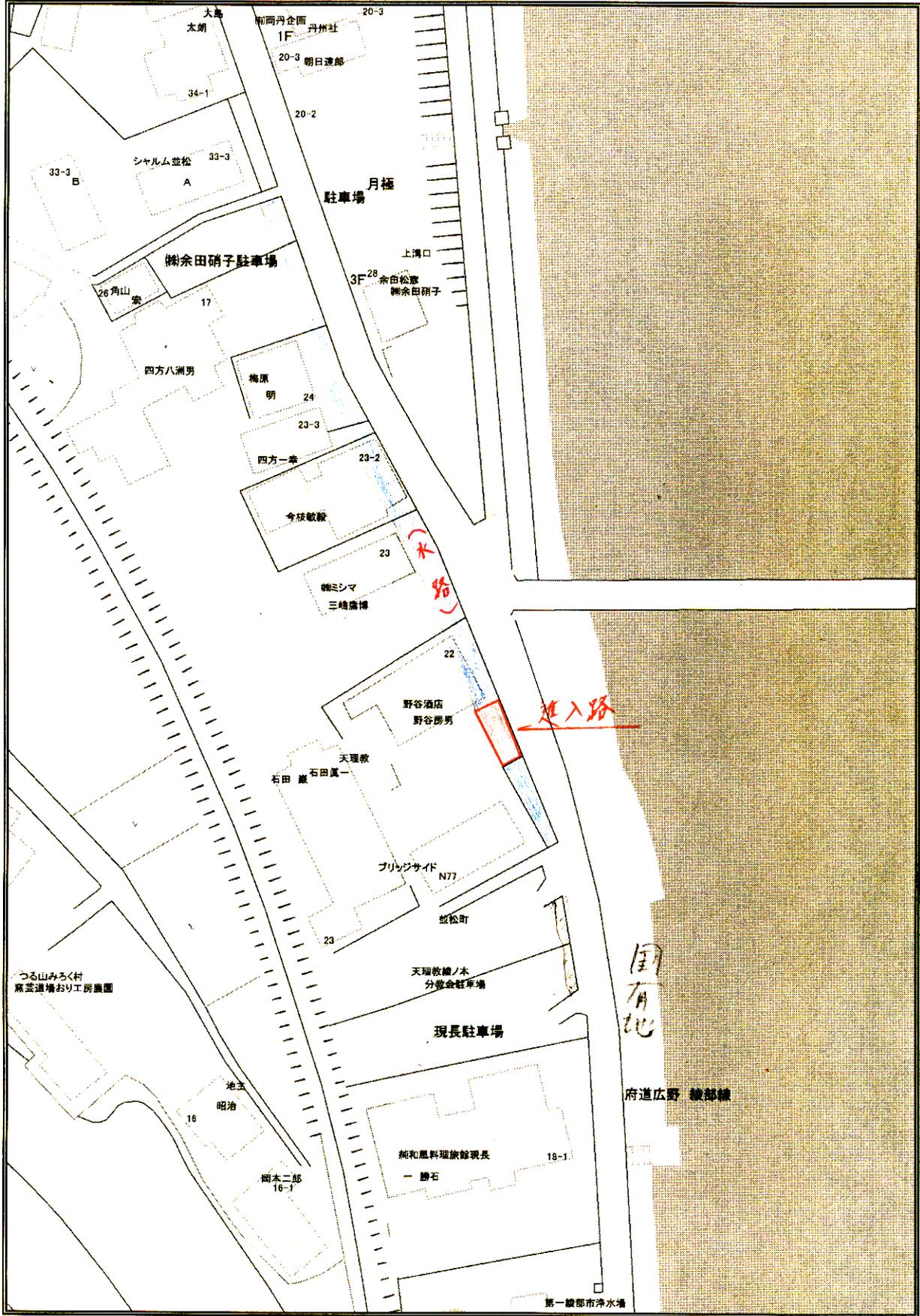
【綾部市管理の水路についての問題】

- 別紙位置図(2)の綾部市管理となる水路については、法定外公共物と呼ばれるもので、以前は国から受託を受け京都府が財産管理をしていたが、綾部市が譲り受けて、平成17年4月1日から綾部市の所有物になった。このことに伴い、現在は綾部市で占有を含めた財産管理をしている。
- 現況は、水路の上に家や車庫が建っていることから、明らかに占有行為となるが、京都府が管理をしていた時代から何も処理がされておらず、綾部市に管理が移行した後も占有は取っていない。いろんな経過があった中で、地元住民も悪意があって占有をしている訳ではなく、今すぐに占有を取ることは困難だが、いずれ家を建て直す時期がくれば、建築確認で否応なく占有申請が必要になるので、永遠に解決しないことはない。しかし、井上氏からご指摘があるように、今の状況を黙って見過ごす訳にもいかず、綾部市としては抜本的な対策を考える必要がある。

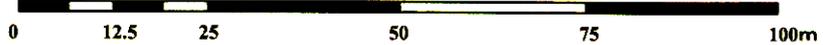
解決策について

※具体的な方法として、水路としての用途が無いものは払い下げ、有るものは占有となりますが、別紙位置図(3)の水路につきましては、地元住民から申請があり、平成18~19年度に有料で払い下げを行い、一定整理をしてきております。ご指摘のある水路につきましては、現に生活排水路及び道路側溝としての用途があることから、基本的に占有の扱いとなります。井上氏からご提案のあった、履行期限付きの使用契約を交わすことも検討し、最終的には占有を取るよう話を進めていかなければいけません。水路の状況から判断して、まずは道路側溝としての改良が必要であり、そのことも含めて解決をしていきたいと考えております。

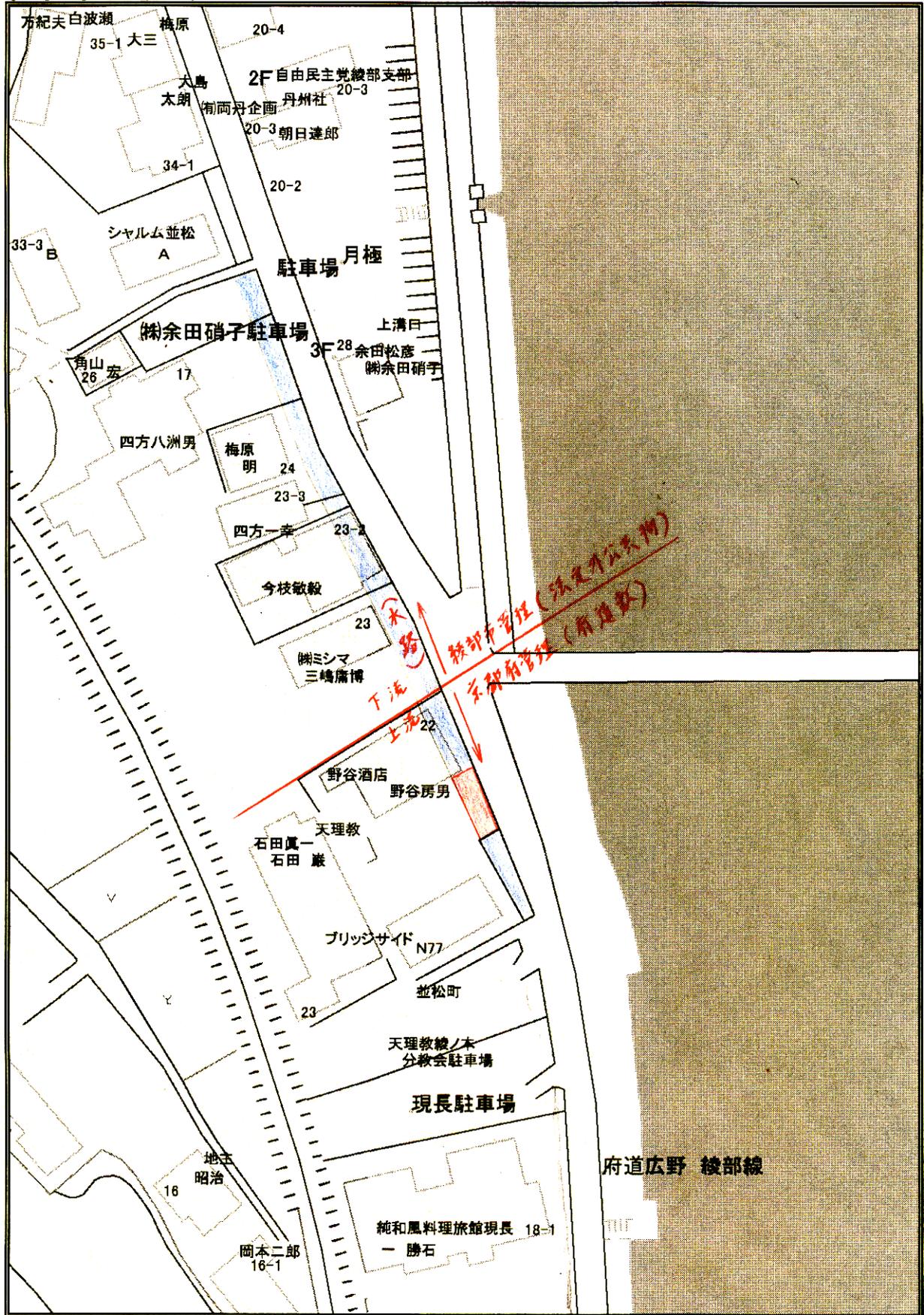
位置図 (1)



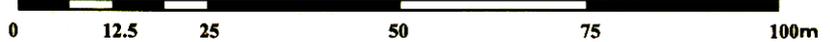
1 : 1000



位置図 (2)



1 : 1000



地図ですから丁寧に取扱して下さい。
(2) 地図の全部又は一部には、地図作成の経緯から位置、形状、範囲等が現況と符合しないものもあります。

京都地方法務局

